

「行政事務標準文字」の導入についてお知らせします

現在、国では法律（※1）に基づき、これまで各自治体が個別に構築・運用・管理してきた業務システム（※2）の統一・標準化を進めています。

その際、文字についても、これまで各自治体がコンピューターにあらかじめ登録されていない文字として独自に作成してきた文字（外字）ではなく、デジタル庁で作成した統一文字規格である「行政事務標準文字」を導入することが原則とされています。

これにより、各自治体が個別に外字を作成したり確認したりする手間やコストを省き、異なる部署間・自治体間においても同じ文字規格で

効率的な行政サービスが実施できるようになります。

※1 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

※2 対象システムは次の20業務システム

①児童手当②子ども・子育て支援③住民基本台帳④戸籍の附票⑤印鑑登録⑥選挙人名簿管理⑦固定資産税⑧個人住民税⑨法人住民税⑩軽自動車税⑪戸籍⑫就学⑬健康管理⑭児童扶養手当⑮生活保護⑯障害者福祉⑰介護保険⑱国民健康保険⑲後期高齢者医療⑳国民年金（④戸籍の附票 ⑪戸籍に関しては、従来の文字を保持し続けます。）

Q 業務システムの統一・標準化で何が変わりますか？

A すべての自治体と同じ文字を使い行政事務を効率化するため、住民票の写しや市が皆さんへ発送する郵送物の宛名などの文字が今までと違ったデザインになる場合があります。

Q 行政事務標準文字とは何ですか？

A すべての自治体と同じ文字を使うことによって効率的な行政サービスの実施や大規模災害への迅速な対応ができるよう、導入するものです。戸籍や住民票で使用されている標準的な文字をもとにデジタル庁が作成しました。

Q 今までの漢字は使えないのですか？

A 「行政事務標準文字」は、自治体が発行する証明書や印刷物、コンピューター処理などで使用します。市民の皆さんが同じ文字を使用しなければならないということではありません。書類の記入など手書きの文字はこれまで通りの文字が使えます。コンピューターから入力する文字は「行政事務標準文字」を利用します。

なお、**戸籍では従来の文字を保持し続けます。** 戸籍情報システム及び戸籍附票システムは、従来の文字セットを「行政事務標準文字」と対応させて保持することで従来の文字セット、文字コードおよび文字フォントを使用することを経過措置として可能とします。

Q 文字はどのように変わりますか？

A 部首の大きさ、曲げはねの違い、一部の長さの違いなど、デザインの差（「字形」の違い）の範囲内で変わる場合があります。漢字の骨組み（「字体」の違い）は変わりません。

字体は同じだが、字形（デザイン）が変わる例

| | |
|-------|-----------------------|
| 硬 ⇒ 硬 | 文字構成要素の大きさの違い |
| 雪 ⇒ 雪 | 文字構成要素内の画の長さの違い |
| 湾 ⇒ 湾 | 文字構成要素内の曲げ止めと曲げ跳ねの違い |
| 空 ⇒ 空 | 文字構成要素内の画と画の接触、非接触の違い |

Q いつから変わりますか？

A 安来市では令和7年11月から順次導入されます。導入開始時期は自治体により異なります。

詳しくはデジタル庁ホームページ（右2次元コード）を確認ください。

